

令和5年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(令和5年度9月補正予算等関係)

地域社会振興部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年9月定例会議案説明資料目次

地域社会振興部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		市町村課	4
		スポーツ課	6
	2 歳入歳出事項別明細書		7
	3 節の明細		10
	4 継続費に関する調書		11

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第12号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立県民文化会館(とりぎん文化会館))について	文化政策課	12
第13号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立童謡館)について	文化政策課	17
第14号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立米子コンベンションセンター)について	文化政策課	22
第15号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立倉吉未来中心)について	文化政策課	27
第16号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立人権ひろば21)について	人権・同和対策課	32
第17号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立武道館)について	スポーツ課	35
第18号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県営ライフル射撃場)について	スポーツ課	40
第19号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立倉吉体育文化会館)について	スポーツ課	45
第20号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立障害者体育センター)について	スポーツ課	50
第21号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール)について	スポーツ課	55
第22号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立むきばんだ史跡公園)について	とっとり弥生の王国推進課	60

議案説明資料総括表

地域社会振興部

(単位：千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
市町村課	3,063,113	10,032	3,073,145	5,016			5,016	
東部地域振興事務所	96,765	4,000	100,765				4,000	
スポーツ振興局								
スポーツ課	1,475,517	21,864	1,497,381		20,000		1,864	
地域社会振興部 計	9,889,824	35,896	9,925,720	5,016	<11,000> 20,000		10,880	県費負担額 21,880

説明

【主な事業】

(市町村課)

- ・市町村事務移管等推進事業

10,032 千円

(東部地域振興事務所)

- ・東部庁舎庁舎管理費

4,000 千円

(スポーツ課)

- ・スポーツ環境整備事業

21,864 千円

(注)起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。

県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費
4 項 市町村振興費
1 目 自治振興費

市町村課（内線：7580）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
市町村事務移管等推進事業	258,847	10,032	268,879	5,016			5,016	
トータルコスト	285,357	10,812	296,169	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.4人	0.1人	3.5人	交付金交付事務 負担金支出・精算業務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

住民に身近な市町村において、住民サービスを提供できるよう、県民の暮らしに密着する事務等について、市町村への権限移譲や事務の委託を行う。
併せて、人口減少・高齢化社会において、各自治体の行政サービスの維持・向上を図るため、地域の実情に応じた更なる広域連携・共同処理（市町村間、県・市町村間）の政策分野、手法等の検討を行う。

2 主な事業内容

○鳥取市（中核市）への東部4町事務委託等に係る県負担金（10,032千円）
鳥取市の中核市移行に伴い、一体的に処理することが望ましい県事務の移譲や委託及び東部4町の保健所事務等を委託する経費を県負担金として鳥取市に支払う。
国の制度改正の対応に伴い、難病対策システム改修費が必要であることから、補正予算により措置する。

<国制度改正の概要等>

国は難病患者の支援をより一層推進し、指定難病及び小児慢性特定疾病患者の福祉・就労等の円滑な支援に資するため、患者の申請に基づき、指定難病に患していることを証明する「登録者証」を発行する制度を創設し、令和6年4月1日から運用開始する。

<主な委託事業>

- ・保健所運営費
- ・障がい者福祉事務費
- ・難病等医療費助成事業費
- ・動物愛護管理事業費
- ・水質・土壌対策費 等

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

- ・住民に身近な行政はできる限り市町村で行うという地方分権の理念に基づき、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、住民サービスの向上を図る。
- ・鳥取県東部4町の保健所業務等は、施設や業務が県と鳥取市で重複しないよう市へ一括して権限移譲・委託する。

○取組状況等

平成30年4月1日に鳥取市が中核市に移行した。中核市は保健所の設置が義務付けられることから東部圏域に県と市が別々に保健所を設置するのではなく、県・市間で連携協約を締結し、県の東部4町域の保健所関連事務等を市へ委託することで、業務はもちろん、医師・薬剤師などの専門人材や施設・資機材の確保等の重複による県・市の二重行政を防ぎ、両者が連携して効果的・効率的な行政運営に努めることにした。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2 款 総務費

4 項 市町村振興費

1 目 自治振興費 <地方機関計上予算>

東部地域振興事務所（電話：0857-20-3505）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
東部庁舎庁舎管理費	85,555	4,000	89,555				4,000	
トータルコスト	133,162	4,780	137,942	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	8.0人	0.1人	8.1人	庁舎管理業務				
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的、概要</p> <p>東部庁舎非常用ガスタービン発電機について、令和5年12月に交換周期を迎える起動用蓄電池の交換を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>起動用蓄電池交換作業委託（4,000千円）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>発電機製造メーカーによる6か月毎の定期点検を受けており、適切にメンテナンスしながら運用している。</p>								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費
2項 企画費
5目 スポーツ振興費

スポーツ課 (内線: 7919)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
スポーツ環境整備事業	〔債務負担行為〕 292 229,728		〔債務負担行為〕 292 251,592		<11,000> 20,000		1,864	県費負担 12,864
トータルコスト	235,966	22,644	258,610	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.8人	0.1人	0.9人	入札・発注・検査業務等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県営東山水泳場において、劣化が進んでいる受変電設備の改修工事を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

施設名	予算額	内 容						
東山水泳場	21,864	<p>【継続費】東山水泳場受変電設備改修工事</p> <p>東山水泳場の受変電設備(キュービクル)について、単独受電に切り替えるための配電工事及び劣化した既存キュービクルの更新を行う。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">令和5年度 単独受電への改修</td> <td style="text-align: right;">21,864千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">令和6年度 キュービクル更新</td> <td style="text-align: right;">32,795千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td style="text-align: right;">54,659千円</td> </tr> </table>	令和5年度 単独受電への改修	21,864千円	令和6年度 キュービクル更新	32,795千円	合 計	54,659千円
令和5年度 単独受電への改修	21,864千円							
令和6年度 キュービクル更新	32,795千円							
合 計	54,659千円							

3 事業目標・取組状況・改善点

体育施設の拠点機能と安全性の維持のため、老朽化等による改修必要箇所について随時改修を実施している。

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。
県費負担額は、起債欄の< >書きの金額に一般財源の金額を加算した額である。

令和5年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(地域社会振興部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	補正前	補正額	補正後	うち地域社会振興部					
				補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
							補正前	補正額	補正後
1 報 酬	660,114		660,114	186,227		186,227	180,628		180,628
2 給 料	3,127,736		3,127,736	782,253		782,253	774,695		774,695
3 職員手当等	3,505,250		3,505,250	428,610		428,610	421,822		421,822
4 共 済 費	1,197,493		1,197,493	306,713		306,713	303,669		303,669
5 災 害 補 償 費	300		300						
6 恩給及び退職年金	5,424		5,424						
7 報 償 費	323,577		323,577	24,749		24,749	22,948		22,948
8 旅 費	247,093		247,093	52,273		52,273	45,670		45,670
費用弁償	39,799		39,799	13,774		13,774	12,160		12,160
普通旅費	149,391		149,391	18,246		18,246	13,955		13,955
特別旅費	57,903		57,903	20,253		20,253	19,555		19,555
9 交 際 費	2,860		2,860	300		300	100		100
10 需 用 費	647,074		647,074	138,836		138,836	80,561		80,561
11 役 務 費	525,123		525,123	46,032		46,032	22,607		22,607
12 委 託 料	6,779,705	34,000	6,813,705	3,355,938	4,000	3,359,938	2,618,958		2,618,958
13 使用料及び賃借料	1,209,585		1,209,585	40,465		40,465	26,935		26,935
14 工 事 請 負 費	2,370,164	21,864	2,392,028	1,198,657	21,864	1,220,521	868,770	21,864	890,634
15 原 材 料 費	858		858	858		858	858		858
16 公有財産購入費	3,554		3,554	3,554		3,554	3,554		3,554
17 備 品 購 入 費	127,886		127,886	56,988		56,988	55,338		55,338
18 負担金、補助及び交付金	10,493,513	81,623	10,575,136	2,785,585	10,032	2,795,617	1,461,859		1,461,859
19 扶 助 費	300		300						
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金	38,443		38,443	36,643		36,643	36,643		36,643
22 償還金、利子及び割引料	156,900		156,900						
23 投資及び出資金									
24 積 立 金	222,794		222,794						
25 寄 付 金	34,820		34,820	34,820		34,820	34,820		34,820
26 公 課 費	379		379						
27 繰 出 金	3,000		3,000						
予 備 費									
計	31,683,945	137,487	31,821,432	9,479,501	35,896	9,515,397	6,960,435	21,864	6,982,299
財 源 内 訳	国庫支出金	2,925,099	6,472	2,931,571	325,254	5,016	330,270	321,673	321,673
	地方債	2,304,000	20,000	2,324,000	1,282,000	20,000	1,302,000	882,000	20,000
	その他	2,784,293		2,784,293	1,391,451		1,391,451	956,191	956,191
	一般財源	23,670,553	111,015	23,781,568	6,480,796	10,880	6,491,676	4,800,571	1,864

令和5年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(地域社会振興部)

(単位:千円)

款 項 目 節	2款 総務費								
	うち地域社会振興部								
	2項 企画費			4項 市町村振興費					
	5目 スポーツ振興費						1目 自治振興費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	1,465		1,465						
2 給 料									
3 職員手当等									
4 共 済 費									
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	2,392		2,392	206		206	206		206
8 旅 費	8,872		8,872	2,014		2,014	2,014		2,014
費用弁償	836		836	21		21	21		21
普通旅費	4,950		4,950	1,993		1,993	1,993		1,993
特別旅費	3,086		3,086						
9 交 際 費									
10 需 用 費	7,880		7,880	11,054		11,054	11,054		11,054
11 役 務 費	5,598		5,598	4,978		4,978	4,978		4,978
12 委 託 料	594,162		594,162	63,005	4,000	67,005	63,005	4,000	67,005
13 使用料及び賃借料	5,052		5,052	2,485		2,485	2,485		2,485
14 工 事 請 負 費	192,422	21,864	214,286	18,544		18,544	18,544		18,544
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費	21,202		21,202						
18 負担金、補助及び交付金	800,680		800,680	952,868	10,032	962,900	952,868	10,032	962,900
19 扶 助 費									
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金									
25 寄 付 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,639,725	21,864	1,661,589	1,055,154	14,032	1,069,186	1,055,154	14,032	1,069,186
財 源 内 訳									
国庫支出金	5,699		5,699	2,555	5,016	7,571	2,555	5,016	7,571
地方債	163,000	20,000	183,000						
その他	236,070		236,070	429,247		429,247	429,247		429,247
一般財源	1,234,956	1,864	1,236,820	623,352	9,016	632,368	623,352	9,016	632,368

令和5年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(地域社会振興部)

(単位:千円)

款 項 目		地域社会振興部合計		
		補正前	補正額	補正後
節				
1	報 酬	187,915		189,751
2	給 料	816,264		816,264
3	職員手当等	446,203		446,203
4	共 済 費	318,920		318,920
5	災 害 補 償 費			
6	恩給及び退職年金			
7	報 償 費	30,797		30,797
8	旅 費	57,742		57,742
	費用弁償	14,288		14,288
	普通旅費	19,575		19,575
	特別旅費	23,879		23,879
9	交 際 費	300		300
10	需 用 費	142,083		142,083
11	役 務 費	48,031		48,031
12	委 託 料	3,408,838	4,000	3,412,838
13	使用料及び賃借料	42,876		42,876
14	工 事 請 負 費	1,198,657	21,864	1,220,521
15	原 材 料 費	858		858
16	公有財産購入費	3,554		3,554
17	備 品 購 入 費	56,988		56,988
18	負担金、補助及び交付金	3,054,999	10,032	3,065,031
19	扶 助 費	1,500		1,500
20	貸 付 金			
21	補償、補填及び賠償金	36,643		36,643
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積 立 金			
25	寄 付 金	34,820		34,820
26	公 課 費			
27	繰 出 金			
	予 備 費			
計		9,889,824	35,896	9,925,720
財 源 内 訳	国庫支出金	488,863	5,016	493,879
	地方債	1,290,000	20,000	1,310,000
	その他	1,391,463		1,391,463
	一般財源	6,719,498	10,880	6,730,378

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
2 款 総務費		
4 項 市町村振興費		
1 目 自治振興費		
負担金、補助 及び交付金	鳥取市の中核市移行に伴う東部4町事務委託等に係る負担金	10,032

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全体計画						前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳										一般財源
					特定財源			千円							
					千円	千円	千円								
2 総務費	2 企画費	スポーツ環境整備事業費	5	千円 21,864	千円	千円 20,000	千円	千円 1,864	千円	千円 21,864	千円 21,864	千円	% 40.0		
			6	32,795		29,000		3,795				32,795	60.0		
			計	54,659		49,000		5,659		21,864	21,864	32,795	100.0		

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館））について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館）</p> <p>（2）指定管理者 鳥取市尚徳町101番地5 公益財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 山本 仁志</p> <p>（3）指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>（4）理由 県民文化会館（とりぎん文化会館）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県文化振興財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館）の指定管理候補者の選定について

鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館）の指定管理者について、地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 山本 仁志（鳥取市尚徳町101番地5）

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

1,238,797千円（債務負担行為額 1,238,797千円）

[参考] 単年度指定管理料の額

令和6年度：249,329千円、令和7年度以降：247,367千円

※令和6年度実施予定の設備改修に係る休業補償分を加味しているため。

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 選定理由

公益財団法人鳥取県文化振興財団を指名し、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的を理解した上で、文化振興のための各種事業や新たなサービス向上及び利用促進策、周辺施設と連携した賑わい創出の提案もあり、これまでの実績も評価され、適当と認められたことから、その審査結果を踏まえて指定管理候補者として選定した。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良（委員長）	西日本税理士法人税理士
筒井 宏樹（副委員長）	鳥取大学地域学部附属芸術文化センター准教授
加藤 京子	鳥取おやこ劇場運営委員長
松田 千絵	鳥取県合唱連盟理事
村上 真弓	鳥取県地域社会振興部文化振興監兼文化政策課長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；令和5年5月15日（月）

指定管理者制度及び県民文化会館の概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会；令和5年8月2日（水）

面接審査の実施後、採点及び審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。（指定手続条例第5条第1号）	管理の基本的な考え方の適合性 （施設設置目的の理解、管理運営の方針）	配点なし （必須）
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ○利用者に提供するサービスの向上に向けた取組（利用者の	75点

	<p>(指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>利便性向上、接遇向上、レストランの運営等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組(営業活動、顧客開拓) ○地域の賑わい創出に向けた取組(周辺施設や地域の事業者、各種団体等と連携した取組等) ○文化団体等が行う催物等に対して、文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員等による助言・支援 ○施設を利用して行う文化芸術事業の実施(事業計画、収支計画、偏りのないジャンル構成) ○アウトリーチ活動、文化活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業の実施(中長期的な取組方針、事業計画、収支計画) ○県内公立文化施設への指導的役割を果たすための方策 ○文化芸術情報の発信に関する取組 ○文化芸術事業等継続に向けた助成金の活用等の取組 <p>2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開</p> <p>3 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組</p> <p>4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法</p> <p>5 利用者等の要望の把握</p> <p>6 文化芸術事業にかかる自己評価手法</p>	
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>1 収支計画及び積算内容</p>	10点
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)</p>	<p>1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成</p> <p>2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び文化芸術事業や活動者に適切な支援を実施していくために必要な職員の配置</p> <p>3 法人の財政基盤、経営基盤 中長期の計画に基づき継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること。</p> <p>4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>5 法人の社会的責任の遂行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用の状況 ○男女共同参画推進企業の認定の状況 ○SO・TEASの認証等の状況 ○あいサポート企業等の認定等 <p>6 当該施設の管理運営状況の実績評価</p>	30点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	○施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (75点)	56点	○長年実施されているが、レストランとの連携や利用者の利便性の向上において新たな取組が見られた。 ○文化事業が積極的に実施されているが、集客増につながる工夫や、催事の対象者に合わせた手法による積極的な広報が望まれる。 ○コロナ禍により生演奏などを鑑賞する機会がなかった年齢の子どもたちに集中的に機会をつくってはどうか。 ○県内芸術家の発掘につながる取組を期待する。 ○利用者に対し、きめ細やかなサービスがなされている。 ○建設から30年経過する施設であるが、有資格職員により効率的、適切に維持管理されている。
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10点)	6点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (30点)	18点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○有資格者が多く、職員研修など人材育成に力を入れている。今後も継続して欲しい。
総合評価 (115点)	80点	

(注) 点数は、委員5名の審議により決定した。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

現行どおりの運営とする。ただし、利用者の利便を図るため必要があると認めた場合は、利用時間の繰り上げ及び延長をする。

- ・開館時間：午前9時から午後10時まで
- ・休館日：毎週月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日等に当たる場合はその翌日の休日でない日）及び毎年12月29日から翌1月3日まで

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり
減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的（文化振興）に沿ったサービス・事業の内容

○実践的育成（OJT）により人材の育成を行うとともに、その知識及び技能を活かし文化芸術団体や個人の活動者に対して積極的な助言、支援を実施。

- ・文化芸術団体等が行う催事の企画立案・広報・運営に関する相談窓口の設置
- ・舞台づくり相談窓口による提案やアドバイス
- ・文化活動者が当該施設以外の施設で実施する公演等に対する助言、支援

- ・舞台芸術や文化活動に取り組んでいる高校生・大学生らを対象とした舞台技術実習
- 文化活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業、伝統芸能の継承・活性化事業
 - ・県民と財団が連携した舞台公演をプロデュース作品として制作して上演
 - ・県内の18歳以下が創作した戯曲を18歳以下が演じる演劇公演、戯曲創作講座の実施
 - ・「鳥取県青少年郷土芸能の祭典」と「とっとり伝統芸能まつり」を統合し、地域に根付く郷土芸能の発信及び文化継承を実施。
- 市町村と連携し質の高い実演芸術の提供や児童・生徒を対象にしたアウトリーチの積極的な展開
- 県内文化施設及び行政機関を対象とした研修の開催や各種情報提供、職員の出張派遣による技術支援・助言等を実施。
- 企業による文化芸術活動の支援（メセナ活動）を実践しようとする県内関係団体・企業等の法人と協働し、地域の活性化や地域課題の解決等を図る目的でパートナー企業制度を導入。

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 利用申し込み、支払いのオンライン24時間対応
- きめ細やかなサービスの提供や割引制度の実施（ホールのピアノを練習で利用する場合など）
- 接遇研修等を通じた適切で快適な接遇力の強化
- イベントトータルサポート体制の充実
- 会館の公演等と連動した賑やかなレストランへのサポート運営
- <新規・拡充取組>
- 県内の文化芸術団体が文化芸術事業のために利用する場合の受付期間を現行より1カ月前倒し
- フリースペース、ホールのホワイエ等や屋外スペースの利用条件を緩和
- 利用料後納範囲の拡大による利便性の向上 ※一定条件を満たす法人も可とする。
- 新たな展示スペースの提供

館内の開かれたスペースを活用し、県内で活動する文化芸術活動家の作品発表の場を提供する。

(5) 地域の賑わい創出に向けた取組等

- 県民文化会館周辺賑わい創出
 - ・レストラン、図書館と連携した親しみのある実演芸術の企画・実施（カフェ・コンサート等）
 - ・フリースペース等を活用したアート夢空間事業の展開（多様なジャンルの鑑賞の場の提供）
- 身近で親しみやすい施設を目指したけんぶんファミリープログラムの提供
 - ・気軽に参加できるワークショップ型の小規模公演等の「アート SQUARE 夢空間事業」の実施
 - ・親子や若年層を対象とした「ホール体験ツアー」の実施
 - ・好奇心・探求心をくすぐる「みんなのピアノ聴き弾きくらべ♪コンサート」の実施

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立童謡館）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要 （1）公の施設の名称 鳥取県立童謡館</p> <p>（2）指定管理者 鳥取市西町三丁目202番地 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 理事長 酒嶋 優</p> <p>（3）指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>（4）理由 童謡館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

鳥取県立童謡館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立童謡館の指定管理者について、地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 理事長 酒嶋 優（鳥取市西町三丁目202番地）

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

359,635千円（債務負担行為額 359,635千円）

[参考] 単年度指定管理料の額：71,927千円

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 選定理由

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館を指名し、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的を理解し、専門性を生かした各種事業や調査研究施設としての機能を発揮した提案もあり、これまでの実績も評価され、適当と認められたことから、その審査結果を踏まえて指定管理候補者として選定した。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良（委員長）	西日本税理士法人税理士
筒井 宏樹（副委員長）	鳥取大学地域学部附属芸術文化センター准教授
加藤 京子	鳥取おやこ劇場運営委員長
松田 千絵	鳥取県合唱連盟理事
福山 博俊	鳥取市企画推進部文化交流課長
村上 真弓	鳥取県地域社会振興部文化振興監兼文化政策課長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；令和5年5月15日（月）

指定管理者制度及び童謡館の概要説明、審査項目等の審議 *福山委員は欠席

イ 第2回審査委員会；令和5年8月1日（火）

面接審査の実施後、採点及び審議 *福山委員、村上委員は欠席

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	管理の基本的な考え方の適合性 （施設設置目的の理解、管理運営の方針）	配点なし （必須）
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 ○展示施設及び多目的ホールの利用に係るサービスの向上策と利用促進に向けた取組は適切か（営業活動、顧客開拓、接遇向上等）	70点

		<ul style="list-style-type: none"> ○地域の賑わいの創出に向けた取組（周辺施設や地域の事業者、各種団体等と連携した取組等） ○童謡館の資料収集、保管、公開及び活用方法 ○収集資料等の調査研究及び成果発表 ○童謡・唱歌をテーマにした文化事業の実施（事業計画、収支計画） ○鳥取世界おもちゃ館と共同した文化事業の実施（事業計画、収支計画） ○関係機関等との連携、調整 2 管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開 3 施設設備の維持及び衛生管理の水準 <ul style="list-style-type: none"> 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組 4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 5 利用者等の要望の把握 	
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）</p>	1 収支計画及び積算内容	10点
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 （指定手続条例第5条第3号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 組織及び職員の配置等 <ul style="list-style-type: none"> 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成 2 専門職員の配置 <ul style="list-style-type: none"> 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び調査研究や文化事業等を行うための専門的知識を有する職員の配置 3 法人の財政基盤、経営基盤 <ul style="list-style-type: none"> 継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること。 4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 5 法人の社会的責任の遂行状況 ○障がい者雇用の状況 ○男女共同参画推進企業の認定の状況 ○I S O ・ T E A S の認証等の状況 ○あいサポート企業等の認定等 6 当該施設の管理運営状況の実績評価 	30点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	○施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (70点)	53点	○イベントのあり方を検討し、体験型展示など博物館機能の充実を図ることは評価する。一方で、イベント実施件数の減は、親子来館者数の減少につながる可能性があり工夫が必要である。 ○ICTの活用として、保存資料のデータベースのオンライン公開は資料の活用の可能性を広げるものであり、高く評価できる。 ○Web利用者アンケートによる回答数の向上は高く評価できる。 ○専門員の充実及びその専門性を活かせる体制を期待する。 ○高齢化が進む中、シニア層に向けた魅力あるイベント・展示を期待したい。 ○隣接する市所有の公園及び駐車場におけるトラブル発生時に迅速な対応が可能なように、わらべ館としてもあらかじめ市と検討、連携して欲しい。
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10点)	6点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (30点)	17点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○専門員も含め人材育成が適切に行われている。今後もこの適切な人材育成・人員配置を維持していくことを期待する。
総合評価 (110点)	76点	

(注) 点数は、委員4名の審議により決定した。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、ゴールデンウィークや夏季は時間延長を行う。

- ・開館時間：午前9時から午後5時まで
- ・休館日：8月を除く毎月第3水曜日及び12月31日から1月3日まで

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり

減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- 「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、郷土の音楽家に関する資料をはじめ、童謡・唱歌に関し、幅広い資料を収集し、専門家による調査研究を進めている。資料を活用した常設展や企画展を開催するなどして童謡・唱歌の普及啓発に取り組む。
- 「童謡・唱歌のふるさと鳥取」として、童謡・唱歌を次世代に継承していくため、唱歌教室、童

謡コンサート及び地元の音楽家等を起用した音楽イベント等、参加・体験型の事業を企画実施し、童謡・唱歌の普及啓発に取り組む。

○鳥取世界おもちゃ館を一元的に管理するメリットを活かし、イベントホールでの舞台や映画の上映、鉄道模型の展示等の魅力あるイベントの開催に併せて、主に子どもたちを対象とした各種イベントを実施する。

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

○顧客満足を重視し、アンケート調査、意見・提案箱により利用者のニーズの把握や満足度を調査し、サービスの質と向上に活用する。

○旅行情報誌やフリーペーパー、インターネット等の各種媒体を通じて、県内外に向けたわらべ館の紹介やイベント情報の告知を行い、知名度の向上と利用促進を図る。

○少子高齢化を見据え、シニア世代が参加しやすいイベントを企画し、来館と定着を促す。

○近隣の小学校や幼稚園、保育所等の訪問による利用促進活動や県外の旅行代理店やバス会社等の訪問による団体客の誘致を実施する。

○県内の文化・観光施設と連携した情報発信や相互割引制度を実施する。

(5) 地域の賑わい創出に向けた取組

○鳥取県ミュージアムネットワークの一員として、近隣の県立博物館等と連携し、入館券等の提示による加盟館同士の相互割引等の実施し、市街地全体の人の流れを生み出す。

○200人収容のイベントホールを活用し、出演者を公募して地元の音楽グループ等によるコンサートを企画、広報し、表現活動の場の提供を行う。

○わらべ夢ひろばを会場とした地域の夏祭りでの机の貸し出し等の支援や、鳥取市内で開催される桜まつりや花のまつり、お城まつりへ紙芝居劇場などを派遣する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立米子コンベンションセンター）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要 （1）公の施設の名称 鳥取県立米子コンベンションセンター</p> <p>（2）指定管理者 米子市末広町294番地 公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 理事長 石村 隆男</p> <p>（3）指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>（4）理由 米子コンベンションセンターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人とっとりコンベンションビューローを指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

鳥取県立米子コンベンションセンターの指定管理候補者の選定について

鳥取県立米子コンベンションセンターの指定管理者について、地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 理事長 石村 隆男
（米子市末広町294番地）

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

521,360千円（債務負担行為額 521,360千円）

[参考] 単年度指定管理料の額：104,272千円

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 選定理由

公益財団法人とっとりコンベンションビューローを指名し、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、設置目的や施設の特性を活かした新たな取組によるサービス向上、コンベンション誘致部門と連携した利用促進、地域や他団体と連携した文化振興や賑わい創出の取組の提案もあり、これまでの実績も評価され、適当と認められたことから、その審査結果を踏まえて指定管理候補者として選定した。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良（委員長）	西日本税理士法人税理士
白枝 伸（副委員長）	ばていなでざいん建築事務所主宰 （米子工業高等専門学校建築学科非常勤講師）
小林 慎一	公募委員
目次 裕子	鳥取県洋舞連盟会長
石田 晃	米子市経済部次長兼商工課長
村上 真弓	鳥取県地域社会振興部文化振興監兼文化政策課長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会；令和5年5月16日（火）
指定管理者制度及びセンターの概要説明、審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会；令和5年8月9日（水）
面接審査の実施後、採点及び審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保する のに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	管理の基本的な考え方の適合性 （施設設置目的の理解、管理運営の方針）	配点 なし （必須）

2	<p>施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ○サービス向上と利用促進に向けた取組(営業活動、顧客開拓、接客向上等) ○地域の賑わいの創出に向けた取組(周辺施設や地域の事業者、各種団体等と連携した取組等) ○地域経済の活性化の取組の実施(コンベンション誘致部門との連携、県内企業・宿泊施設等の利用促進等) ○文化振興の取組の実施(自主企画事業の実施、他の文化施設等との連携等)</p> <p>2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、施設の利用促進策、個人情報保護、情報の公開</p> <p>4 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組</p> <p>5 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法</p> <p>6 利用者等の要望の把握及び対応方針</p>	70点
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>1 収支計画及び見積り内容</p>	10点
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)</p>	<p>1 法人の財政基盤、経営基盤 2 組織及び職員の配置等 3 関係法令にかかる監督行政機関からの指導等の状況 4 法人の社会的責任の遂行状況 ○障がい者雇用の状況 ○男女共同参画推進企業の認定の状況 ○ISO・TEASの認証等の状況 ○あいサポート企業等の認定等</p> <p>5 当該施設の管理運営状況の実績評価</p>	30点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
<p>1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)</p>	適	○施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
<p>2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (70点)</p>	50点	<p>○地域や団体と連携した新たな文化催事などに取られる。 ○ウォークアブル推進の拠点として、米子市等とも連携した、米子駅周辺の賑わいづくりにおける役割を期待する。 ○ビックシブならではの催事もあり評価する。SNS等を上手く利用するなど、広報を工夫し周知することを期待する。 ○web会議等の支援や、過去データを活用した利用者への提案など、利便性・サービスの向上が図られている。また、過去データを新たな誘致活動に活かす工夫も見られる。 ○指定管理制度下の運用であり、有期限であるが継続的な戦略を持って地域経済と文化振興の活性化に貢献して欲しい。 ○危機管理について、マニュアルに加え、アクションカードの整備は評価できる。催事主催者等への導入を期待する。</p>

		○使用されていないスペースを地域情報コーナーとして、新たに活用し情報発信することは、よい取組である。
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10点)	6点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (30点)	17点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○組織・人員配置についても適正である。
総合評価 (110点)	73点	

(注) 点数は、委員6名の審議により決定した。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、利用者の要望に応じて柔軟に対応する。

○開館時間：午前9時から午後10時まで

○休館日：毎年12月29日から1月3日まで（年末年始）

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり

減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的（交流促進、地域経済の発展、文化振興）に沿ったサービス・事業の内容

○コンベンション誘致部門との連携による地域経済の活性化

・主催者へ宿泊・アフターコンベンションの情報サービス、アトラクションの紹介、季節ごとの観光情報などを提供

・利用者へ観光マップ、ナイトマップ及びグルメマップを提供

・作成したPR動画を活用して、県の見所を紹介し、全国大会等の開催や参加者の増を図る。

○ホームページに地元企業のバナー広告（有料）を掲載し、宿泊施設等の利用促進を図る。

<新規・拡充の取組>

○多目的ホールと国際会議場の利用した展示会等を助成対象としていた「にぎわい創出事業助成金」について、新たにホールイベントも加えるなど助成対象を拡充した。

○オンラインを使用した催事の増加を踏まえ、オンライン利用に不慣れな利用者を対象とした新たなサポートサービス（Web会議支援プラン、ワイヤレスプレゼンツールプラン）を提供する。

○県内外から多数訪れる来館者に向け、地域の成り立ちを辿りながら、観光・物産・伝統工芸等の情報を紹介する「ブラリズム地域情報コーナー設置する。

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

○各種申請書や施設図面などを来館することなくインターネットで入手可能なダウンロードサービスの提供

○地域の歴史・文化を題材とした地域出版書籍等のコーナーの設置

○パソコン、コピー機及びファクシミリ等を備えたビジネスコーナーの設置

○蓄積した利用データを活用し、個々の要望に合わせた企画を提案するセールス活動の実施

○過去データを活用した新たな施設利用の検討と提案による大型催事の誘致

○会場利用提案から視察・予約・打合せ等まで誘致担当によるワンストップサービスの提供

(5) 地域の賑わい創出や文化振興の取組

○地域ゆかりのアーティストらがコラボレーションするコンサートである「ビッグシップアートクルーズ BiGSHiP Art Cruise」を企画し、アーティスト同士の交流を促進するとともに、地域住民の出会いの場を創出する。

○地域で活躍する展示系文化団体の発表の場となる「アート遊歩道」を設ける。

<新規・拡充の取組>

○手づくり作品を中心とした様々なジャンルの地域のクリエイターや団体の交流の場を提供する「ビッグシップ航海デー」の会場をコンベンションのみならず米子市文化ホール前広場まで広げ、米子駅前エリアの賑わい創出につなげる。

○米子市及び米子市文化財団と連携し、県西部の音楽団体の発表機会と、地域の方の鑑賞機会を提供する米子市音楽祭「GAINA JAM」を実施し、音楽を通じた地域文化の活性化を図る。

○地域の幼稚園児から小学生を対象に、身体で表現することの面白さ・喜びを知ってもらう場となる「ぶたいでA・SO・BO!」を実施し、未来の芸術文化の活動者・鑑賞者の育成を図る。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立倉吉未来中心）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要 （1）公の施設の名称 鳥取県立倉吉未来中心</p> <p>（2）指定管理者 鳥取市尚徳町101番地5 公益財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 山本 仁志</p> <p>（3）指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>（4）理由 倉吉未来中心の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県文化振興財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

鳥取県立倉吉未来中心の指定管理候補者の選定について

鳥取県立倉吉未来中心の指定管理者について、地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 山本 仁志（鳥取市尚徳町101番地5）

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

522,485千円（債務負担行為額 522,485千円）

[参考] 単年度指定管理料の額：104,497千円

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 選定理由

公益財団法人鳥取県文化振興財団を指名し、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的に沿った適切なサービスや地域等と連携した事業及び地域の賑わい創出のための提案があり、併せて、さまざまな施設が併設された大規模な施設を適切に管理運営してきたこれまでの実績も評価され、適当と認められたことから、その審査結果を踏まえて指定管理候補者として選定した。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏 名	所 属 等
大久保 計良（委員長）	西日本税理士法人税理士
宮脇 儀裕（副委員長）	鳥取短期大学生生活学科住居・デザイン専攻教授
井手添 敬子	NPO法人楽理事長
箕浦 計江	NPO法人未来職員
谷田 富穂	倉吉市経済観光部長
村上 真弓	鳥取県地域社会振興部文化振興監兼文化政策課長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；令和5年5月18日（木）

指定管理者制度及び倉吉未来中心の概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会；令和5年8月8日（火）

面接審査の実施後、採点及び審議

(3) 審査基準

	審 査 基 準	審 査 の 項 目	配点
1	施設の平等な利用を確保するに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点 なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容	70点

	<p>させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○より良い管理運営等のための体制づくり(検討組織の設置等) ○利用者に提供するサービスの向上に向けた取組(利用者の利便性向上、接客向上、レストラン、ショップの運営等) ○施設の利用促進、利用率の向上及び利用料収入の増加に向けた取組 ○専門知識を有する職員による利用者や文化活動者等への助言・支援並びに地域の文化活動者、愛好者のすそ野を広げるとともに文化活動者らの知識や技術の一層の研鑽に資するための取組 ○文化芸術情報の発信に関する取組 ○地域との連携による文化芸術振興及び地域の賑わいを創出する取組等(県立美術館等周辺施設や地域の事業者、各種団体と連携した文化事業をはじめとする様々な取組) <p>2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開</p> <p>3 施設設備の維持及び衛生管理の水準 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組</p> <p>4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法</p> <p>5 利用者等の要望の把握</p>	
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>1 収支計画及び積算内容</p>	10点
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)</p>	<p>1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成</p> <p>2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び文化芸術事業や文化活動者等への適切な支援を実施していくために必要な職員の配置</p> <p>3 法人の財政基盤、経営基盤 中長期の計画に基づき継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること</p> <p>4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>5 法人の社会的責任の遂行状況 (1) 障がい者雇用の状況 (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 (3) ISO・TEASの認証等の状況 (4) あいサポート企業等の認定等</p> <p>6 当該施設の管理運営状況の実績評価</p>	30点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	○施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できる。
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (70点)	49点	○施設の役割、地域性などを考慮した計画となっている。今後、文化芸術振興と人々の交流の場として、さらに賑わうことを望む。 ○県立美術館の開館が地域活性化の契機となるよう、美術館と連携した事業等を期待する。 ○資格を保有する人員がしっかり配置されており、適切に施設の維持管理がされると認められる。 ○幅広い危機管理に対する対応マニュアルなどが策定され、適切に対応されると認められる。
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10点)	6点	○収支計画については特に問題ないものと認められる。 ○規模の大きさや様々な施設が併設されていることを踏まえると、適切な施設管理や経費の算定において大変な部分も推察されるが、効率化など努力が認められる。
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (30点)	18点	○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○国家資格及び認定資格を有する者も多く確保し、研修を受講し研鑽に努めている。人材の育成と効果的な活用により施設としての強みを高めて欲しい。
総合評価 (110点)	73点	

(注) 点数は、委員6名の審議により決定した。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、利用者の利便を図るため必要があると認めた場合は利用時間の繰り上げ及び延長をする。

- ・開館時間：午前9時から午後10時まで
- ・休館日：毎週月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日等に当たる場合はその翌日の休日でない日）及び毎年12月29日から翌1月3日まで

(2) 利用料金・減免基準

利用料金：現行どおり

減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的（交流の促進・文化振興）に沿ったサービス・事業の内容

- アトリウムを活用し、周辺大学や地域の方による「みらいアートギャラリー」での作品展示や四季折々の区間演出「管内インスタレーション」による賑わい創出等を行う。
- 地域の学校、団体等のニーズに応じて、施設見学、バックステージツアー、郊外学習、職場体験等を積極的に受け入れ、学びのフィールドとしての施設づくりを進める。
- 企画制作の支援を行うイベント相談窓口の設置、舞台技術支援や舞台技術ワークショップの開催、アウトリーチ、キッズプログラムなど様々なプログラムに対応できるアーティストの育成を通じ、地域で実演芸術に携わるか団体やアーティストを支援する。
- 将来を担う子どもたちの感性や創造性を育むため、乳幼児からのコンサート鑑賞や実演芸術体験

ワークショップなどを開催する。

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 利用申し込み、支払いのオンライン 24 時間対応
 - 福祉団体と協力し、障がい者や高齢者、介助者目線でのバリアフリーチェックを実施し、当事者の声を基にした施設整備等を行う。
 - イベント主催者に対して、公演の企画立案から開催当日の運営までに係る様々な悩みに経験豊富な職員が多角的にアドバイスを行、地域のあらゆる催事や人々の活動支援を行う。
 - 県中部の立地条件を活かし、県・市町村等の行政機関や観光業界、コンベンションビューロー等と連携し、全国大会・地方大会の招致の働きかけを行う。
 - 障がい者、高齢者、乳幼児を対象としたユニバーサルサービスの導入（車いすの貸出し、車いす利用者等の座席へのアテンド、託児サービス、チャイルドシートの貸出しなど）
- <新規の取組>
- 県内の文化芸術団体が文化芸術事業のために利用する場合の受付期間を現行より 1 カ月前倒し
 - 分割利用が可能会議室等については、全室・全面利用を優先的に予約できるようにすることで、大規模な会議等での利用をしやすくする。
 - 大ホールの割引プランを、より効果的なプランへ見直す。
 - 利用料後納範囲の拡大による利便性を向上する。 ※一定条件を満たす法人も可とする。

(5) 地域等との連携や地域の賑わいを創出する取組等

- 「みらい楽演祭」の開催
地元アーティストをメインに起用し、実演芸術を身近に感じる機会の提供を目的とした「ワンコインコンサートやテーマコンサートを開催し、次代を担う活動者の発表の機会に提供や地域の文化力向上につなげる。
- 福祉との連携
児童養護施設や地域の児童館など福祉連携により、地域で暮らす子どもたちが文化芸術を体験できるように、公演への無料招待、アウトリーチの実施、児童館まつりへ協力する。
- 地元の文化催事の実行委員会に携わり、運営に関する助言等を行う。
- 鳥取県立美術館との連携事業
美術館が開催する企画展等との関連性やスケジュールを意識したコンサートの開催など、美術と音楽の融合による新たな創造的文化芸術事業を实践し、地域の活性化を目指す。

条例名等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立人権ひろば21）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県立人権ひろば21</p> <p>（2）指定管理者 鳥取市扇町21番地 公益社団法人鳥取県人権文化センター 会長 前田 義機</p> <p>（3）指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>（4）理由 人権ひろば21の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益社団法人鳥取県人権文化センターを指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

鳥取県立人権ひろば21の指定管理候補者の選定について

鳥取県立人権ひろば21の指定管理者について、鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益社団法人鳥取県人権文化センター 会長 前田 義機（鳥取市扇町21番地）

2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

45,000,000円〔参考〕単年度指定管理料の額：9,000,000円

4 選定理由

公益社団法人鳥取県人権文化センターを指名し、審査委員会において審査基準に基づき総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

5 審査の経緯

公益社団法人鳥取県人権文化センターから提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
國本真吾	鳥取短期大学 准教授
長井いずみ	長井いずみ税理士事務所 税理士
村口 恵	湯梨浜町教育委員会生涯学習・人権推進課 人権教育推進員
北尾和宏	公募委員（鳥取県農業協同組合中央会総合企画部）
明場達朗	鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局 局長

※村口委員、北尾委員は当日欠席

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会：令和5年4月27日（木）
 - ・鳥取県立人権ひろば21の概要説明、審査要項等の審議
- イ 第2回審査委員会：令和5年8月8日（火）
 - ・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理運営の基本的な考え方の適合性 ・施設の設置目的の理解 ・管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(事業の運営方針、サービス向上策、利用促進策等) ○管理の基準 ・開館時間、休館日 ・個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持・衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置 ○利用者等の要望の把握	60

3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画の妥当性 ○経費の節減に対する取組	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○法人の財政基盤、経営基盤 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業等の認定等 ・ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等 ・あいサポート企業等の認定等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	20

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 (適/不適)	適	・設置目的を踏まえ、実績をもとに事業展開が計画されている。 ・生涯学習センター内に移転したが、利用者が行きやすいよう工夫されている。
2 (60点)	適 (41点)	・コロナ禍の状況を踏まえ従前のサービスを見直す等、利用者の利便性を念頭に置きながら柔軟に対応できている。
3 (20点)	適 (12点)	・経費の節減に取り組む姿勢が示されている。
4 (20点)	適 (11点)	・人材(職員数)を確保されている。
総合評価 (100点)	適 (64点)	・鳥取県立人権ひろば21の指定管理者候補者として、全員一致で適当であると認める。

※点数は委員3名の平均

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日(現行どおり)

○開館時間：午前9時から午後5時まで

○休館日：祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)

(蔵書点検等、館長が管理運営上必要であると判断した場合は、別に臨時休館日を設定する。)

(2) ライブラリー、交流スペースの活用方法

○図書、DVDの貸出し ○交流スペースで小イベント、人権学習会の実施

(3) 利用促進のための取組み

○キッズ・コーナーを設置し、子ども連れでも利用しやすい空間を確保

○ホームページ上で図書等の検索及び貸出の予約ができるサービスの提供

○県内図書館や学校図書館等で施設を紹介するパネル及びバナースタンドの展示

(4) 経費削減のための取組

○節電を始めとして、経常経費の節減に取り組む。

○啓発展示の案内ポスター等の自作作成に取り組むなど、できる範囲内で外注経費の削減に努める。

条例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立武道館）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立武道館</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市東町一丁目220番地 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男</p> <p>(3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>(4) 理由 武道館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県スポーツ協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法：公募</p>

鳥取県立武道館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立武道館の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男（鳥取市東町一丁目220番地）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

282,230,000円（債務負担行為額 282,230,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
令和6年度	56,446,000円
令和7年度	56,446,000円
令和8年度	56,446,000円
令和9年度	56,446,000円
令和10年度	56,446,000円

4 選定理由

鳥取県立武道館の指定管理者の検討に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、スポーツ及び武道の振興のみならず、障がい者スポーツの普及やスポーツ教室の充実など、利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できるため。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
公益財団法人鳥取県スポーツ協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 林 昭男

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
西村 正広	鳥取大学医学部医学科講師
足立 綾（副委員長）	税理士
福田 公子	鳥取県スポーツ推進委員協議会
田口 勝儀	鳥取県柔道連盟 副会長
小林 一義	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 施設管理（施設設備の維持管理、衛生管理等） (3) 料金設定（開館時間、休館日、利用料金等） (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) 武道教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	36

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県スポーツ協会
基準 1 (施設の平等利用)	適/不適	適
基準 2 (施設の効用発揮)	6 5	3 3. 0
基準 3 (経費の効率化)	2 0	8. 4
基準 4 (管理の安定性)	3 6	1 7. 0
合 計	1 2 1	5 8. 4
順位		1

※ 点数は各委員の平均

【委員からの主な意見】

主な審査項目について

○選定基準 1 **【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】**

- ・新しい設備が整っている施設であるため、これからも利用者の拡大を行い、発展していきけるよう取り組んで欲しい。

○選定基準 2 **【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】**

- ・キャンセル料を設定することで、直前のキャンセルを防ぎ、他の団体の利用促進に繋げるのはよいと思う。
- ・武道の普及、裾野を広げるための工夫がされている。
- ・猛暑での熱中症、新型コロナウイルス感染症の対策など、県と協力をしながら取り組んでもらいたい。
- ・武道の普及についての広報活動のあり方はチラシ・ポスター以外にも SNS などの活用 の検討が必要。
- ・ターゲットを小学生だけに絞らず、他の世代をターゲットにした取り組みがあってもよいと思う。
- ・清掃状況も良好で利用しやすい。
- ・公園との併用で防犯カメラの設置もあり防犯対策ができています。
- ・初心者向けの講習会などが武道の普及にどれくらい繋がっているのか、効果などが分かるとよい。

○選定基準 3 **【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】**

- ・特に意見なし。

○選定基準 4 **【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】**

- ・特に意見なし。

○その他

- ・児童や学生向けの教室だけでなく、武道であれば、一般向けに日々の怪我対策などの観点から体験会を開いたりするのもいいと思う。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後10時まで

○休館日：年末年始（12月29日から1月3日まで）

(2) 利用料金・減免

○利用料金：新規料金の設定

①営利、非営利を設定していなかった弓道場等に営利目的での利用料金を設定

②ニーズの高い物品の貸出を開始（弓（弓道用）110円/1張1回につき等）

○減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

・施設には、柔道、弓道、器械体操、アーチェリー等の競技を専門とする職員が在籍し、専門知識を生かした施設管理や、武道・スポーツ教室の運営に当たるとともに、各競技団体が主催する大会などへ審判員、指導等の協力を行う。

・武道の普及振興に向け、各種競技団体と連携し、武道合同体験会を開催することで、武道に触れるきっかけづくりを提供する。

（柔道・剣道・弓道・空手道・なぎなた・銃剣道・相撲・少林寺拳法・太極拳）

・手頃に武道・スポーツを楽しむことができる教室を実施する。

・武道体験プログラムを実施し、外国人観光客に日本文化の武道に触れる機会を提供する。

・武道で使用する道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室を新たに開催する。

・Googleフォームで問い合わせフォームを新たに作成し、武道競技のヘルプデスクを構築する。

(4) 利用促進のための取組

・武道に関する情報コーナーやキッズコーナーを新設するとともに、作品展示ができるギャラリーを提供する。

・ホームページの充実やSNSによる情報発信を行う。

・利用者の声を意見箱やアンケートで把握するとともに、月1回施設が発行する広報誌に掲載し、意見等を見える化する。

・地域の公民館や県内の武道館、学校等へ出向き武道の出張教室・武道体験会を開催し、武道・スポーツを知ってもらうきっかけづくり、地域交流の促進を図る。

・季節に応じた様々なイベント（七夕、ハロウィン等）を実施し、新たな賑わいの創出に取り組む。

・夏休み等の長期休暇を利用し、当日空いている施設を学習スペースとして提供するなど施設の利用促進を行う。

(5) 経費削減のための取組

・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。

・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。

・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。

・計画的な修繕を実施するとともに、ケガや事故を防止するため日常の補修・交換を職員で行う。

・植栽管理は可能な限り職員が行う。

・緊急性が低く補修が容易なものは、可能な限り職員で行う。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営ライフル射撃場）について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県営ライフル射撃場</p> <p>（2）指定管理者 倉吉市横田440番地7 鳥取県ライフル射撃協会 会長 戸田 至</p> <p>（3）指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>（4）理由 ライフル射撃場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、鳥取県ライフル射撃協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理候補者の選定について

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

鳥取県ライフル射撃協会 会長 戸田 至（倉吉市横田440番地7）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

4,960,000円（債務負担行為額 4,960,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
令和6年度	992,000円
令和7年度	992,000円
令和8年度	992,000円
令和9年度	992,000円
令和10年度	992,000円

4 選定理由

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者の検討に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

従来から、ライフル射撃場を無事故で管理してきた実績や銃砲刀剣類所持等取締法に規定する公安委員会指定射撃場の管理の基準、管理方法の基準ともに充足できる団体であると認められ、また、今後の普及活動や後継者の必要性を自覚しており、改善が期待できるため。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
鳥取県ライフル射撃協会	倉吉市横田440番地7	会長 戸田 至

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
西村 正広	鳥取大学医学部医学科講師
足立 綾（副委員長）	税理士
福田 公子	鳥取県スポーツ推進委員協議会
村本 匡志	鳥取県警察本部生活安全企画課課長補佐
小林 一義	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 施設管理（施設設備の維持管理、衛生管理等） (3) 料金設定（開館時間、休館日、利用料金等） (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) ライフル射撃の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力	50
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	40
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (4) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (5) 管理運営実績評価	26

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	鳥取県ライフル射撃協会
基準 1（施設の平等利用）	適／不適	適
基準 2（施設の効用発揮）	5 0	2 1. 4
基準 3（経費の効率化）	2 0	1 6. 0
基準 4（管理の安定性）	2 6	6. 0
合 計	1 1 6	4 3. 4
順位		1
※ 点数は各委員の平均		
<p>【委員からの主な意見】</p> <p>主な審査項目について</p> <p>○選定基準 1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生以下の世代の射撃競技人口が拡大しているのは、ライフル協会の尽力のお陰だと思う。引き続き、射撃場の管理運営をしていただきたい。 <p>○選定基準 2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の利用も少なく、単価も低いながら協会が努力して運営している。 ・限られた予算の中で、ボランティア精神を大いに使って活動されているのに頭が下がる。 ・ジュニア育成の活動にも非常に力が入っている。 ・引き続きライフル射撃場の維持管理等の整備を行って、ライフル選手の発掘・育成を図ってほしい。 <p>○選定基準 3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代を無報酬で育成しており、感銘を受けた。もっと予算があってもいいくらい。運営側の年齢を考えると、世代交代も近いと思うが、今の若い方はボランティアだけでは引き受けてくれないと思うので、県による予算措置を含め次世代に向けた運営体制を考える必要があると思う。 <p>○選定基準 4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし。 		

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後8時まで

○休 館 日：毎週月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

(2) 利用料金・減免

○利用料金：現行どおり

○減免基準：現行どおり

(3) 利用促進のための取組

- ・ジュニアの育成に当たって、銃砲刀剣類所持等取締法の規制のないビームライフルを使用して無料の体験会や基礎練習できる場を提供する。
- ・射撃指導員による射撃教習を実施する。

(4) 経費削減のための取組

- ・ 射撃場内の設備について、常時管理者による点検を行うとともに、協会員や利用者に対する設備管理意識を高めるよう努める。
- ・ 協会員による草刈りや清掃、害虫駆除を定期的に行い、経費削減と景観美化に努める。

条例名等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立倉吉体育文化会館）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県立倉吉体育文化会館</p> <p>（2）指定管理者 鳥取市東町一丁目220番地 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男</p> <p>（3）指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>（4）理由 倉吉体育文化会館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県スポーツ協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男（鳥取市東町一丁目220番地）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

203,880,000円（債務負担行為額 203,880,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
令和6年度	40,776,000円
令和7年度	40,776,000円
令和8年度	40,776,000円
令和9年度	40,776,000円
令和10年度	40,776,000円

4 選定理由

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者の検討に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、スポーツの振興のみならず、文化活動の振興や障がい者スポーツの普及、スポーツ教室の充実など、利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できるため。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
公益財団法人鳥取県スポーツ協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 林 昭男

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
張 漢賢（委員長）	公立鳥取環境大学環境学部 教授
下浦 友紀	税理士
福田 公子	鳥取県スポーツ推進委員協議会
上原 佑希子	鳥取障がい者水泳協会 理事
小川 敦司	倉吉自然科学研究会
小林 一義	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 施設管理（施設設備の維持管理、衛生管理等） (3) 料金設定（開館時間、休館日、利用料金等） (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) スポーツ教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) スポーツライミングの普及振興の考え方、普及振興事業の企画力、利用者への指導方法 (8) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	70
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	36

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県スポーツ協会
基準 1 (施設の平等利用)	適/不適	適
基準 2 (施設の効用発揮)	7 0	3 4. 6
基準 3 (経費の効率化)	2 0	8. 3
基準 4 (管理の安定性)	3 6	1 6. 8
合 計	1 2 6	5 9. 8
順位		1
※ 点数は各委員の平均		
<p>【委員からの主な意見】</p> <p>主な審査項目について</p> <p>○選定基準 1 【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とても真摯に取り組んでおられるように感じられた。 ・熱中症への対応も考えられているが、施設側から利用者へ休憩を呼びかけるといった対応があるとなおよいと思う。 <p>○選定基準 2 【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クライミング施設の観戦スペースなどの充実化が出来ればよいと思う。 ・ <p>○選定基準 3 【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし。 <p>○選定基準 4 【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし。 		

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

- 開館時間：午前9時から午後10時まで
- 休 館 日：年末年始（12月29日から1月3日まで）

(2) 利用料金・減免

- 利用料金：現行どおり
- 減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- ・ J O C（（公財）日本オリンピック委員会）認定競技別強化センターに指定されている強みを生かし、“クライミングの聖地”として鳥取県山岳・スポーツクライミング協会と連携し、初心者から上級者まで幅広い層に対してクライミング教室を開催するとともに、クライミングの普及拠点となるよう努める。
- ・ 日本山岳・スポーツクライミング協会公認資格者による同協会のマニュアルに沿った安心安全なクライミング指導を実施する。
- ・ 県民の日やスポーツ日などに合わせて施設主催のスポーツイベントを実施する。
- ・ 文化の普及振興及び生きがいや趣味づくりに寄与し、日々の活力につながるよう文化教室を

施する。

- ・筆談や多言語での対応が必要な接客をスムーズに行うため「レルクリア」を受付にて活用している。
- ・様々な国の方の案内に対応するため翻訳カメラ機能アプリを搭載したタブレットを導入している。

(4) 利用促進のための取組

- ・誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう低料金のスポーツ教室を実施する。
- ・ロビーを有効活用して、鳥取県ゆかりのスポーツ関連情報やマンガコーナー、健康相談コーナーを設ける。
- ・施設内にアートオブジェや観葉植物の展示などくつろぎの空間を提供する。
- ・利用者の声を意見箱やアンケートで把握するとともに、他施設の管理状況を視察・調査することで、管理運営方法の改善に努める。
- ・障がい者スポーツの普及・振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進するとともに、障がい者を対象としたスポーツ教室の実施や大会誘致を促進する。
- ・県外からの大学合宿などに「合宿助成制度」を活用し、誘致を促進する。
- ・夏休み期間中の3日間に、児童生徒を対象とした、高校生ボランティアによる学習指導やクライミングを体験することが出来る「サマースタディ」を開催する。

(5) 経費削減のための取組

- ・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。
- ・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。
- ・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・植栽管理は可能な限り職員が行う。
- ・職員が除雪作業や除草作業、クライミングホールドの洗浄作業などを実施することにより、経費削減を図る。

条例名等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立障害者体育センター）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県立障害者体育センター</p> <p>（2）指定管理者 米子市米原八丁目11番49号 株式会社TKSS 代表取締役 田中 富士夫</p> <p>（3）指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>（4）理由 障害者体育センターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、株式会社TKSSを指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

鳥取県立障害者体育センターの指定管理候補者の選定について

鳥取県立障害者体育センターの指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

株式会社TKSS 代表取締役 田中 富士夫（米子市米原八丁目11番49号）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

39,379,000円（債務負担行為額 39,379,000円）

[参考] 各年度の内訳

年 度	指定管理料
令和6年度	8,587,000円
令和7年度	7,698,000円
令和8年度	7,698,000円
令和9年度	7,698,000円
令和10年度	7,698,000円

4 選定理由

鳥取県立障害者体育センターの指定管理者の検討に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

[選定理由]

過去の実績やノウハウをもとに、障がい者の立場に立った運営、健常者との交流、積極的な施設環境点検を行う等、前向きな姿勢が評価できるため。

また、財政基盤の点で、安定した運営が期待できる。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
株式会社TKSS	米子市米原八丁目11番49号	代表取締役 田中 富士夫

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
張 漢賢（委員長）	公立鳥取環境大学環境学部 教授
下浦 友紀	税理士
片山 義継	松の聖母学園 施設長
有田 愛子	鳥取県障がい者卓球協会 理事
小林 一義	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 施設管理（施設設備の維持管理、衛生管理等） (3) 料金設定（開館時間、休館日、利用料金等） (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) 利用者等の要望の把握及び対応方針	3 5
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	2 5
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 男女共同参画推進企業の認定 イ ISO・TEASの認証等 ウ 家庭教育推進協力企業の協定締結 エ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	2 1
5	障がい者の体育活動及び社会参加活動における体育センターの優先的な利用を確保するとともに、体育センターの利用促進を図ること。 (指定手続条例第5条第4号)	(1) 障がい者の優先利用策の妥当性 (2) 障がい者の利用促進策の妥当性	1 5

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(株) TKSS
基準 1（施設の平等利用）	適／不適	適
基準 2（施設の効用発揮）	3 5	1 7. 0
基準 3（経費の効率化）	2 5	1 0. 4
基準 4（管理の安定性）	2 1	9. 9
基準 5（障がい者の優先利用 及び利用促進）	1 5	7. 2
合 計	9 6	4 4. 5
順位		1
※ 点数は各委員の平均		
<p>【委員からの主な意見】</p> <p>主な審査項目について</p> <p>○選定基準 1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設を利用しているが、日頃の施設職員による利用者対応は非常によい。 <p>○選定基準 2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱中症対策をしっかりと対応して欲しい。 <p>○選定基準 3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし。 <p>○選定基準 4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISOも取得されているので評価出来る。 		

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

○開館時間：午前9時から午後9時まで

（7月から9月の平日）午前9時から午後9時30分まで

○休 館 日：毎週月曜日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

※令和6年度は耐震補強工事の関係で令和6年5月から令和7年2月まで休館予定

(2) 利用料金・減免

○利用料金：照明利用料の種別をLED照明に変更

○減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- ・施設内にコミュニケーション・スペースを設置し、開館中いつでも、誰でも目的に関係なく利用できるスペースを提供する。
- ・スポーツ活動において突発的な外傷の応急手当のため、アイシングに使用する氷を提供する。
- ・利用者が体調不良や天候による影響で、膝掛け毛布を希望すれば、貸出しサービスを行う。
- ・障がい者への配慮と利用者事故、怪我等に備え車椅子を正面玄関入口に常備し、職員による介助を行う。

(4) 利用促進のための取組

- ・ 関連施設と連携を図り、チラシの配架やPRなど顧客の掘り起こしを行う。
- ・ 特に冬期の利用促進として、近隣の高齢者施設、障がい者施設、公民館等へ利用促進のための案内文書を送付するなどPRを行う。
- ・ ご利用いただいた方や代表者の方にはお礼はがきを出し、再度の利用に繋げる。

(5) 経費削減のための取組

- ・ 計画的なLED化を推進する。
- ・ 事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・ コピー機等の節電モード設定や退館時にパソコンのコンセントを抜くなど、こまめな節電に努める。
- ・ 清掃用洗剤を中性及びバイオ洗剤へ切り替え、環境負荷を低減する。

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>（1）公の施設の名称</p> <p>鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール</p> <p>（2）指定管理者</p> <p>鳥取市東町一丁目220番地 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男</p> <p>（3）指定の期間</p> <p>令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>（4）理由</p> <p>鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県スポーツ協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの 指定管理候補者の選定について

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県スポーツ協会 会長 林 昭男（鳥取市東町一丁目220番地）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

242,285,000円（債務負担行為額 242,285,000円）

〔参考〕各年度の内訳

年 度	指定管理料
令和6年度	48,457,000円
令和7年度	48,457,000円
令和8年度	48,457,000円
令和9年度	48,457,000円
令和10年度	48,457,000円

4 選定理由

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者の検討に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、スポーツの振興のみならず、産業の振興や障がい者スポーツの普及、スポーツ教室の充実など、利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できるため。

5 応募者（1者）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
公益財団法人鳥取県スポーツ協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 林 昭男

6 審査委員会委員

氏 名	所 属 等
張 漢賢（委員長）	公立鳥取環境大学環境学部 教授
下浦 友紀	税理士
福田 公子	鳥取県スポーツ推進委員協議会
上原 佑希子	鳥取障がい者水泳協会 理事
小林 一義	鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	(必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 施設管理（施設設備の維持管理、衛生管理等） (3) 料金設定（開館時間、休館日、利用料金等） (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) スポーツ教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価	36

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

	配 点	(公財) 鳥取県スポーツ協会
基準 1 (施設の平等利用)	適/不適	適
基準 2 (施設の効用発揮)	6 5	3 4 . 0
基準 3 (経費の効率化)	2 0	8 . 0
基準 4 (管理の安定性)	3 6	1 5 . 4
合 計	1 2 1	5 7 . 4
順位		1
※ 点数は各委員の平均		
<p>【委員からの主な意見】</p> <p>主な審査項目について</p> <p>○選定基準 1 【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要望への対応・改善が早く助かっている。 ・ 猛暑、新型コロナウイルス感染症に対する様々な対応がしっかり実施されている。 <p>○選定基準 2 【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無料貸し出し物品の管理について、有料化することは、いい取り組みだと思う。 ・ 先日の台風 7 号の影響で屋内プールの排煙窓が割れた際も、プールの清掃など対応が早かった。 ・ 屋根付きのハートフル駐車場の設置について、2 台分設置されており利用しやすい。 ・ スポーツ教室の熱中症対策として、定期的に強制的な休憩を取り入れるなどして、対策をしてみてもどうか。 <p>○選定基準 3 【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に意見なし。 <p>○選定基準 4 【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に意見なし。 		

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（概ね現行どおり）

○開館時間

- ・ 体育館 午前 9 時から午後 1 0 時まで
- ・ プール 午前 1 0 時から午後 8 時まで
(5 月から 6 月まで) 午前 9 時 3 0 分から午後 8 時まで
(7 月から 9 月まで) 午前 9 時から午後 8 時まで

○休 館 日

- ・ 体育館 毎月第 4 水曜日、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）
- ・ プール 毎週水曜日（夏期は休館日なし）、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）

(2) 利用料金・減免

○利用料金：新規料金の設定及び一部変更料金設定

【体育館】

①大会等での会議室利用の有料化

②設備料金の設定（サブアリーナ固定式バスケットボール用具、電光掲示板、パーティション）

【プール】

①個人利用（一般、高大、小中）を通年料金に改定

②プールコース、幼児用プール専用利用を通年料金に改定

③25メートルプール全面使用料金の設定

○減免基準：現行どおり

（3）施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- ・施設には、大会実績のある選手や指導者が在籍しており、専門知識を生かした体育館・屋内プールの施設管理や、スポーツ教室の運営に当たるとともに、各競技団体が主催する大会などへ審判員、指導等の協力を行う。
- ・高齢になってからでもスポーツを気軽に始めることができるよう機会と交流の場を提供するためのスポーツ・水泳教室を開催し、高齢者の参加を促進する。
- ・地域や学校等に専門的な知識を有している職員を派遣し、スポーツ、ストレッチ等の運動や講習会・研究会の開催に取り組む。

（4）利用促進のための取組

- ・エントランスにスポーツに関する情報提供コーナーを設ける。
- ・利用者向けにスマートフォン・携帯電話の充電サービスの提供や、無線LAN環境を整備する。
- ・けがや病気に備えて、休日に受診可能な医療機関の情報をロビーに掲示する。
- ・ホームページの充実やSNSによる情報発信を行う。
- ・利用者の声を意見箱やアンケートで把握するとともに、他施設の管理状況を視察・調査することで、管理運営方法の改善に努める。
- ・実際に身体を動かしながら、災害の知識を身に付ける災害スポーツイベントに取り組む。
- ・パラスポーツ・インクルーシブスポーツの普及振興のための体験事業等を実施する。
- ・夏休み等の長期休暇を利用し、当日空いている場所を学習スペースとして提供するなど施設利用の促進を行う。
- ・会議室を活用し、会議や研修での利用のほかにヨガやピラティス、ストレッチ、トレーニング、ダンス、太極拳をターゲットに健康増進、維持等を目的とした利用の促進を行う。

（5）経費削減のための取組

- ・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。
- ・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。
- ・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・植栽管理は可能な限り職員が行う。
- ・ペットボトル、キャップ、プラタブ、落ち葉の堆肥化のリサイクル推奨を行う。
- ・6R社会の実現とエコオフィスへの取り組みを行う。

条例名等	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立むきばんだ史跡公園）について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県立むきばんだ史跡公園</p> <p>（2）指定管理者 鳥取市扇町21番地 公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一</p> <p>（3）指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p> <p>（4）理由 むきばんだ史跡公園の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県教育文化財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：公募</p>

鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理候補者の選定について

鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理者について、鳥取県地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一（鳥取市扇町21番地）

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

431,290,000円（県債務負担行為限度額 431,290,000円）

[参考] 各年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額（円）
令和6年度	86,258,000
令和7年度	86,258,000
令和8年度	86,258,000
令和9年度	86,258,000
令和10年度	86,258,000

4 選定理由

審査委員会において鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理者として適当であるとして選定された。

[審査委員意見及び選定理由]

- ・施設運営の基本的な考え方は適切である。
- ・施設の維持管理は、経験に基づいて文化財としての保護保存を適切に行うことができると期待できる。
- ・緊急時対応について県が作成したマニュアルに従って対応しているとのことだが、業務内容が拡大するため、法人独自で規程を準備するなど対応してほしい。
- ・利用料金の改定、イベント等の企画による収入の増加等は検討してもよいと思う。
- ・サービス、事業への取組計画に則った人材雇用計画である。
- ・人材育成計画は現状分析をきちんとした上で策定していただきたい。
- ・広大な史跡を保存だけでなく、いかに活用していくか人材育成とともに期待したい。
- ・新たに取り組む活用分野については、地元や観光関係団体と連携した具体策を民間の自由な発想を生かして計画してもらいたい。

むきばんだ史跡公園の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設設備の維持管理において数々の努力や工夫が図られるなど、今年度までの実績に基づく事業計画の安定性も認められ、また新たに取り組む史跡公園活用促進業務では青谷かみじち史跡公園との積極的な連携協力など、観光資源としての活用に係る提案も盛り込まれることから、上記1の団体を指定管理者候補者として適当であると認めた。

5 応募者（1者）

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本 慎一

6 審査委員

氏名	所属等
遠藤由美子 (委員長)	鳥取環境大学環境学部長
小林久剛 (副委員長)	小林久剛税理士事務所 税理士
白石夏季	大山観光局事務局長
根鈴智津子	小川記念館財団館長
片山暢博	鳥取県地域社会振興部文化財局長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点 (点)
1	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (設置管理条例第7条1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針 準備業務に係る提案内容 施設設備の維持及び衛生管理の水準 利用者等の安全確保 個人情報保護 利用者等の要望の把握 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (利用促進等) 	配点なし (必須) 4.5
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容 支出計画の見通し 県の指定管理料額の多寡 (準備業務にかかる委託料の多寡も含む) 	2.0
3	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (設置管理条例第7条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人の財政基盤、経営基盤 組織及び職員の配置等 従業員の継続雇用 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定 ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定 管理運営実績評価 	2.5
4	県が行う事業に積極的に協力すること (設置管理条例第7条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 所内との連携についての方法 受入事業・主催事業の実施についての協力 	2.0

(2) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

選定基準	配点	公益財団法人鳥取県教育文化財団
1	合/否 4.5	合 26.6
2	2.0	1.1
3	2.5	12.5
4	2.0	11.6
合計	11.0	61.7

※点数は審査委員会出席委員5名の平均

8 指定管候補者の事業計画の概要

(1) 開園時間・休園日

- ・開園時間 午前9時～午後5時 (イベント等や災害対応時には必要に応じて時間延長を行う。)
- ・休園日 毎月第4月曜日(※)、年末年始(12月29日～1月3日)
(※その日が休日である場合には、その直後の休日でない日)

(2) 管理運営の基本的な考え方

- ・ 広大な敷地と数多くの復元建物や墳丘墓を有する史跡公園の園内においては、「利用者の安全確保」「景観の美化」を管理運営の柱とする。
 - 「利用者の安全確保」 利用者等の安全確保の視点から、施設設備の日常の巡視点検により、異常や損傷の早期発見を行うことで事故を防止するほか、受入事業・主催事情の際は、会場・駐車場の草刈りを改めて行うほか、事前に園内の点検を行う。
 - 「景観の美化」 眼下に見下ろす日本海や大山の山並みなどの素晴らしい景観もある。これらを来園者に楽しんでもらうため、園内の草刈りや管理道・遊歩道の整備を重点的に行う。
- ・ また、「利用者等へのサービス向上、利用促進」として、令和2年度から継続して実施している利用者アンケートを引き続き実施し、この3点を基本事項とし、更なるサービスの向上や利用促進に繋げる。
- ・ 令和5年度オープンする青谷かみじち史跡公園とともに「とっとり弥生の王国」の両輪となるよう、同史跡公園及び当該指定管理者や行政、観光関係者との連携・協力を推進する。

(3) 史跡公園の活用促進業務、サービス向上に対する主な取り組み

- ・ オリジナル体験メニューの企画と提供
- ・ 地域連携による「むきばんだ日和」「むきばんだフェスタ」の開催
- ・ 観光連盟等との連携によるエージェントへの情報発信
- ・ 文化財施設、観光施設との連携

(4) 管理に係る経費削減について

- ・ 施設の維持管理業務を外部へ再委託等する場合、鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、原則、県内業者を対象に競争入札を原則とし、複数年契約等を導入することで経費の節減を図る。
- ・ 物品購入においても、入札の導入や価格比較等により、有利な購入に努める。
- ・ 草刈等の管理委託、公園内の施設や設備の修繕等については、ケースに応じて外注ではなく、財団職員の直営作業とすることで経費の圧縮を図る。

(5) 管理運営の組織、管理業務の移行計画、人材育成

- ・ 統括責任者（次長）1、活用・情報発信4、事務職員2、受付2、史跡管理員2、維持管理作業員8
- ・ 令和6年4月1日からの業務開始に向け、活用・情報発信担当スタッフの確保が最大の課題と考え、必要な職員の募集・選考・採用を行い、新規採用職員については事前に計画的に研修を行うとともに、現体制からの業務引継を実施する。
- ・ 施設の適切な維持管理と史跡公園内の大切な遺跡等の保存等の手法について、引き続き県の文化財主事や専門業者の技術指導を得ながらOJT研修を重ね、その業務を担える人材を内部育成していく。また令和5年度にオープンする青谷かみじち史跡公園の指定管理者とも職員研修などによる人材育成に関し連携協力を行う。